

就学校の指定変更について

1 就学校の指定変更について

お子さんが小平町立小・中学校に就学するとき、教育委員会が入学する学校を指定します。これは、国の法令により「区域内に2校以上の学校がある場合は、どの学校に入学するか教育委員会が指定しなければならない」とされていることが根拠となっています。

2 指定学校の変更について

お住まいの住所によって教育委員会が入学する学校を指定していますが、申立により通学する学校を変更することが認められる場合があります。このことは、国の定めにおいて、それぞれの市町村の基準により実施することが認められており、本町では下記の表の内容により変更理由の適格性や学校の受入状況等を審査し、総合的に判断することとしています。

変更の理由	具体的な内容	必要な添付書類
1. 転居による理由	学年途中の転居により指定学校が変更になるため、学期及び学年末までに従前の学校に通学を希望する場合	
	住居の新築又は取得等により移転する住所が確定しており、あらかじめ新たに通学する学校に通学を希望する場合	建築確認申請書、 売買契約書等
2. 家庭による理由	保護者の就労又は病気等により帰宅後保護者が不在となるため、保護の依頼先の通学区域の学校又は保護者の就労地の通学区域の学校へ通学を希望する場合	学校長の意見書
3. 身体的な理由	病気など身体的な理由により指定学校への就学が困難なため、医師等が必要と認める期間に限り指定学校以外の学校へ通学を希望する場合	医師の診断書等
4. 兄弟姉妹の理由	兄妹姉妹が就学校の指定変更等により他の学校に就学しており、その兄弟姉妹が就学している学校へ通学を希望する場合	
5. 教育的な配慮の理由	いじめや学校生活の不適應など、やむを得ない事情により、指定された学校を変更したい場合	学校長の意見書
6. その他の理由	その他、教育委員会が特に止むを得ないと認められる場合	教育委員会が必要と認める書類

3 就学校の変更手続きについて

変更を希望される方は、次の方法により小平町教育委員会まで申立してください。

- 1 申立者は保護者になります。
- 2 申立書及び必要な書類を教育委員会に提出してください。
- 3 保護者から就学校変更の理由をお伺いします。
- 4 申立に対し就学校変更の適否を判断し、結果をお知らせします。

申立書は小平町教育委員会に置いてあります。

【お問合せ先】 小平町教育委員会 管理課

〒078-3392 小平町字小平町 216 番地 (電話 56-2111 内線 255)